

1942年ザウケル(GBA)体制下に於ける外国人徴用政策と 東方出身強制連行労働者の状態

中 村 一 浩

目 次

- 一、はじめに
- 二、ザウケル(GBA)の課題
- 三、国内女子労働力及び青少年の動員
- 四、ソ連人強制連行労働者処遇の基本方針
- 五、食糧支給の実情
- 六、強制労働の報酬
- 七、結びに代えて

一、はじめに

1942年3月融雪期の到来と共に既に大方戦力を消耗していたソ連軍の反攻も泥濘の中に頓挫し、5月迄戦線は膠着状態に陥った。以後主戦場は南部戦線となり、黒海及びカスピ海周辺の油田を始めとする豊富な地下資源の獲得を目指すドイツ軍と開戦以来の苦い戦訓に学び徐々に巧妙な戦術を駆使するようになったソ連軍との間に果てしない消耗戦が展開されることとなる。7月3日クリミア半島のセヴァストポリ要塞が陥落し、その余勢を駆ってドイツ軍は石油などの戦略的資源の宝庫として知られたカフカスを目指して更に進撃せんとしたのである。ここに「青」作戦(Fall Blau)が発動された。

1942年4月5日付の総統指令第41号及び7月13日付の総統指令第45号によれば、南方軍集団(A軍集団とB軍集団より成る)は南下してドン河下流へと到達し、その後フォン・ヴァイクス上級大将麾下のA軍集団はそのまま南下してカフカスの油田地帯を制圧し、リスト元帥麾下のB軍集団は東進してヴォルガ河畔の一大戦略要衝スターリングラードを占領し、戦局の

主導権を再び奪回すべきものとされていた。既にドイツの資源の欠乏は明らかになっており、その結果として前年に於ては可能であった全戦線に於ける攻勢はとりになくなっていたのである。スターリングラード占領の目的とは、カフカスへの進撃の為の戦術的な側面援護にあった。本稿に於ては、こうした戦局の推移を背景として、フリッツ・ザウケル(GBA)の指揮下に当初如何なる労働力政策がとられたか、またそこで焦点となったソ連人労働力(民間人労働者及び捕虜)のドイツ国内移送後の処遇の実態を検証することとしたい。

二、ザウケル(GBA)の課題

1942年春の時点に於けるドイツ戦時経済体制の直面する課題とは、①国防軍の兵員補充、②熟練工の十分な確保、③軍需産業を中心とする労働力需要の拡大的充足の3点であったが、後二者とりわけ③が GBA の主要任務となった。3月1日付 OKW 国防経済軍備局の1942年軍備計画要求によれば、軍需産業が必要とする140万人の追加労働力のうち、同局が確保可能なのは50万人であり、その半数はソ連民間人及び捕虜から徴用されることになっていた。いずれにせよ、ソ連などの被占領地住民や捕虜、更にはユダヤ人に対する一層苛酷な強制労働なくしては、ドイツは継戦不能な状況に追い込まれていたのである。

かくして、ザウケルの主たる任務は、ソ連を始めとする東方占領地から最大限の労働力徴用を実行することに自らなだったのである。100万人規模のソ連人、更には40～50万人規模のソ連

人女性(労働者若しくは家政婦として活用する為)のドイツ国内移送の任務が彼に委ねられることになった⁽⁴⁾。ザウケルは、その前任者たるマンズフェルト以来組織的取り組みが行われてきたソ連人の労働配置に東方経済幕僚部(Wirtschaftsstab Ost)や帝国東方占領地省や帝国全権委員(Reichskommissar: 占領地施政長官)⁽⁵⁾の労働配置事務所を利用し、前任者を規模とテンポに於て遙かに上回る業務遂行を成し遂げたのである。徴用目標は従来の62万7000人から140~150万人へと急増し、占領地に設置された徴募委員会(Anwerbekommission)の倍増や徴募の重点期を1942年下半期から同年5~6月への繰り上げ、更にはこれに対応して4月の時点での輸送計画の3倍増強といった措置⁽⁶⁾が矢継ぎ早にとられた。とりわけ徴募委員会(1941年11月から12月にかけて既に24が設置されていた)の倍増と人員増強⁽⁷⁾の為に、ドイツ本国の労働局から約200名の官吏の引き抜きが行われ、1942年7月に至りその擁する人員は約700名を数えるまでになっていた。こうした強制連行の本格化に対応して、国防軍の関与も積極的なものとなり、5月初めに陸軍総司令部(OKH)は全ての地方の市町村毎に最低ノルマを決めるよう命令を発した⁽⁸⁾。これは、各都市で活動する GBA 配下の労働配置事務所だけでは最早到底需要を満たすことができないからであった⁽⁹⁾。ソ連国内で先ず徴用の重点対象とされたのは熟練工であり、次いで農業労働力の充足が重視されたが、その為に女子労働力の大量移送が実行に移された。他方、ドイツ軍需産業は、不足する熟練工対策として、短期養成や再訓練への取り組みに最大限の労力を傾注しなければならなくなった。

ザウケルは、1942年7月末に GBA 就任4ヶ月にして既に同年の任務を遂行した旨の報告⁽¹⁰⁾を行っているが、彼の手でドイツ国内に送られた外国人労働者は163万9000人を数え、そのうち130万1000人がソ連人であった(表1参照)。

しかし、同年8月以降になると、強制連行の

「成果」に顕著な落ち込みが見られるようになる(表2-1参照)。8-12月の5ヶ月の「成果」は、4-7月の4ヶ月と比較して、まさに激減したのであった。その原因として、ザウケルは、ソ連共産党のプロパガンダとパルチザン活動の浸透を挙げている⁽¹¹⁾。

かくして、1942年末以降従来の大量徴用(表3参照)・酷使路線からの軌道修正が GBA により試みられることとなった⁽¹²⁾。低給養・酷使一辺倒のもたらす能率の低下に直面して、給養改善と奴隷然とした差別待遇の一部見直しと諸手当の支給を通じた能率向上と勤労意欲増進の試みがなされた。1942年末には既に570万人を上回る外国人労働者がドイツ国内で強制就労させられていた(出身国別の内訳と前年比の動向は表2-2及び表4により概ね明らかになる)が、これには何と言ってもザウケルの貢献が大である。1942年5月18日付及び5月23日付 GBA 布告によれば、ソ連人強制労働者のうち少なくとも75%が軍需産業に就労させられるべきものとされており、後日出された布告に至っては全員が軍需産業に就労させられるべきものとしていた⁽¹³⁾のである⁽¹⁴⁾。

表1 外国人強制連行労働者のドイツ国内移送実績
1942年1-7月 (単位:千人)

移送時期	内訳	うちソ連人 強制労働者	うちソ連軍 捕虜
	ドイツ国内 移送外国人 労働者数		
1942年1-3月	400	64*	138
4月	286	174	43
5月	447	344	54
6月	437	371	38
7月	469	412	86
4-7月	1639	1301	221

* ソ連民間人労働者のみの数字

出典: D. Eichholz, *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. II: 1941-1943, Berlin 1984, S. 207.

表2-2 1942年4月1日~11月30日に新たに徴募された外国人労働力の出身地別内訳(ザウケルの報告による)

出身地	労働者数 (人)	構成比 (%)
東方占領地域	1,375,567	50.03
総督領(ガリツィアを含む)	291,756	10.61
ヴァルテガウ	38,369	1.39
保護領	79,451	2.89
フランス(北フランスを除く)	168,448	6.13
ベルギー(北フランスを含む)	103,486	3.76
オランダ	86,006	3.13
その他のヨーロッパ	189,045	6.88
捕虜	417,524	15.18
合計	2,749,652	100.00

出所: U. Herbert, *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des "Ausländer-Einsatzes" in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Neuaufgabe, Bonn 1999, S. 209(一部改変).

表2-1 ソ連人強制連行労働者の移送実績の推移
1942年1-12月

移送時期	内訳	ソ連民間人 強制労働者	ソ連軍捕虜
1942年1月1日-3月31日		64	138
4月1日-7月31日		1080	221
8月1日-12月31日		336	235

出所: Eichholz, a. a. O., S. 208.

表3 外国人強制連行労働者のドイツ国内移送実績の推移(1942年)

移送時期	内訳	移送者数	うちソ連人強 制労働者	占有率(%)
1月-3月		400	ca. 180	ca. 45
4月-7月		1640	1301	79
8月-12月		1260	571	45
合計		3300	ca. 2050	ca. 62

出所: Eichholz, a. a. O., S. 209.

表4-1 ドイツ国内で就労する外国人労働力(民間人労働力+捕虜)の推移
1941年9月~1942年10月

人種	1941年9月25日	1942年11月20日	増減
ベルギー人	121,000	130,000	+9,000
フランス人捕虜	952,000	931,000	-21,000
フランス民間人労働者	49,000	134,000	+85,000
イタリア人	271,000	198,000	-73,000
ユーゴスラヴィア人	108,000	117,000	+9,000
オランダ人	92,000	153,000	+63,000
ポーランド人	1,025,000	1,315,000	+290,000
ソ連人(民間人労働者+捕虜)	257,000	1,612,000	+1,355,000
チェコ人	158,000	193,000	+35,000
その他	343,000	118,000	-225,000
合計	3,506,000	4,665,000	+1,159,000

出所: U. Herbert, a. a. O., S. 210.

表4-2 ドイツ国内就労ポーランド人労働力の推移 1941年9月-1944年5月

時期	内訳			「旧ポーランド領出身ウクライナ人」			全体		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
25. 9.1941	744	262	1,007	-	-	-	744	262	1,007
20. 5.1942	719	278	998	83	35	118	802	313	1,115
10.10.1942	792	328	1,121	129	64	194	921	392	1,313
20.11.1942	789	330	1,117	131	66	198	917	396	1,313
30. 9.1943	-	-	-	-	-	-	1,092	526	1,619
15. 5.1944	-	-	-	-	-	-	1,083	540	1,623

出所: Herbert, a. a. O., S. 215.

1942年4月から12月迄の間にドイツ国内で新規に就労した強制連行労働者のうち、80%近くが軍需産業・鉱業・建設業に配置されたが、その出発点で GBA にとって有利に働いた条件を2つ挙げるとすれば、GBA 一軍需省一中央計画会議の三者の緊密な連係による強力な政治的貫徹力と、1942年3-4月の融雪期到来(前年12月以降のソ連軍冬期反攻の終息)後の戦線膠着を経たドイツ軍の南方軍集団を中心とした再攻勢の展開を背景とした輸送条件の改善などであろう。

三、国内女子労働力及び青少年の動員

既に見てきた過去の経緯からも明らかのように、ナチス体制の下では女子労働力の動員に意外な程及び腰であった。実際、ドイツ人女子労働力の推移(表5参照)を見ると、1939年の欧州大戦勃発以降1400万人台の横這いであったが、1941年から翌年にかけて、未就労の女子に対する直接的な強制措置は断念したとはいえ、様々な形で働きかけが行われ、その結果数十万人の新規女子就労が実現したという。しかし、これにより広義の自発的就労者(女子)の潜在力は事実上払底してしまったのである。ザウケルは1942年4月から12月迄の間に112万5000人のドイツ人労働力をドイツ戦時経済の用に供したとしているが、農業分野に於いては既にかなり以前から数十万人の男女がライヒ労働奉仕団などの各種団体を通じて労働配置されてきた。彼等は、確たる労働契約を締結することなく農村に於ける労働に従事させられていた

表5 ドイツ人女子労働力の推移

年	ドイツ人女子労働力(単位:千人)
1939	14626
1940	14386
1941	14167
1942	14437
1943	14806

出所: Eichholz, a. a. O., S. 210.

かくして、四ヶ年計画受託官ゲーリングにより発せられた1942年3月7日付「ドイツ民族の食糧確保の為の追加的労働力の配置に関する命令(Verordnung über den Einsatz zusätzlicher Arbeitskräfte für die Ernährungssicherung des Deutschen Volkes)」は、ドイツ労働力の農業向け総動員体制を標榜し、農村もしくは地方都市に残留していた専門知識・経験・能力を有する農業適材を根こそぎ動員しようとしたのである。前文に於いてゲーリング曰く、「農業に於ける労働力不足により、未就労もしくは非常勤の農業労働能力ある同朋を農業労働へと招集することが必要となった。それ故、余は、1936年10月18日付四ヶ年計画施行令(ライヒ官報第I部、887頁)に基づき、以下の如く定める」。即ち、「第1条 第1項 農村及び地方都市の住民は、その年齢、配偶者の有無、健康状態並びに責任範囲に応じて、農作業就労を課せられ、とりわけ既に農業に従事した経験を有する者は、1939年2月13日付労働力需要令(ライヒ官報第I部、206頁)及び同令施行令の趣旨に沿った適用を受けつつ、一定期間労働局により、その居住地を管轄する地方農民指導者(Ortsbauernführer)の為にその地域で一般的な賃金の支払を受け農業労働配置の為待機する義務を負わしめることができる。

第2項 職場は、そのつど地方農民指導者がこれを定める。配置期間中の経営指導者と就労義務者との間の労働関係は、その部門と標準的な労働諸条件で、奉仕義務者に対する職場の通知を以て、始まるものとする。

第2条 第1項 地方農民指導者は、正当な理由なく自己に割り当てられた労働を拒否する就労義務者を、労働局に届け出なければならぬ。

第2項 ライヒ労働管理官の受託者たる労働局長は、就労義務者に対して、150ライヒスマルク以下の強制賦課金(Zwangsgeld)を通じて、就労を促すことができる。強制賦課金は、行政上の強制手段により徴収され、労働

配置の為の国家原資へと収納される。

第3項 自己に割り当てられた労働を正当な理由なく拒否する就労義務者に対しては、1936年11月5日付四ヶ年計画第二施行令(ライヒ官報第I部、936頁)第2章により、禁固及び罰金の両方若しくは一方を課することができる。

第3条 第1項 第1条により就労義務を負わしめられた自給自足者が正当な理由なく自己に割り当てられた労働を拒否する場合は、自給自足を要求する権利を失う。食糧事務所は、自給自足者価格を標準消費者価格に引き上げ、食糧配給割当を取り消さなければならない。

第2項 第1項による食糧事務所の決定は、就労義務者が自己に割り当てられた労働を正当な理由なく拒否した旨の労働局の通知に基づき、これを行う。

第4条 ライヒ主務大臣は、行政措置の中で本令施行上必要とされる諸規定を布告する権限を与えられる。

第5条 本令は、布告日より即日施行される。本令は、編入済み東方地域にも適用される。

ベルリン、1942年3月7日

四ヶ年計画受託官 国家元帥
ゲーリング」

同令に基づき1942年の収穫期に農村で強制就労させられた労働者は、女子を中心として数十万人にのぼった⁽²³⁾といわれる。

更に、同年4月11日付 GBA「青少年の戦時徴用に関する訓令(Anordnung über den Kriegseinsatz der Jugend vom 11. April 1942)⁽²⁴⁾」は、第5～6学年の男子生徒達及び第7学年の女子生徒達を町村単位で4月15日から11月15日迄の間、農業の必要に応じて断続的もしくは連続的に長期にわたり農業に自宅通勤の形で学年単位で労働配置することを規定したものであった。徴用期間ないし学級の閉鎖

は、大管区指導者(Gauleiter)の決定するところにより、居住地域或いは隣接町村への短期徴用の場合は、満10歳以上で6～7学年迄の全ての男女生徒が招集可能であった。

四、ソ連人強制連行労働者処遇の基本方針

一方、ドイツ軍占領下の各地からドイツ国内へと移送されるソ連人強制連行労働者(民間人及び捕虜)の処遇については、既に侵攻直後の1941年夏の時点で論議の対象と⁽²⁵⁾されていた。同年11月7日付のゲーリングの準則によれば、ドイツ国民との接触を断ち、政治的隔離を図ることが肝要であり、ドイツ人労働者との関係は身分的上下関係の下に置かれ、両者間には決して連帯が発生することがないように万全を期すべきこととされた。言う迄もなくソ連人捕虜の処遇について第一次の責任を負うべきは国防軍であるが、民間人については警察がその任に当たり、募集によることなく強制連行することとし、彼等を収容所に於ける監視下に置くという方針を国家保安本部(Reichssicherheitshauptamt = RSHA)長官ハイドリヒ(Reinhard Heydrich, 1904-42)⁽²⁶⁾によって同年12月3～4日の関係各機関の協議の場で表明された。翌42年2月20日付のヒトラーによる悪名高き「東方出身労働力の募集及び配置に関する一般的規程(Allgemeine Bestimmungen über Anwerbung und Einsatz von Arbeitskräften aus dem Osten vom 20. Februar 1942)⁽²⁷⁾」及びこれに付属したヒトラー発の同日付「東方出身労働力の配置に関する通達(Runderlaß betreffend Einsatz von Arbeitskräften aus dem Osten vom 20. Februar 1942)⁽²⁸⁾」は、ソ連人強制連行労働者の処遇を規程化したものである。ソ連人はポリシェヴィキ体制下で教育を受け、長らく生活してきたという背景を有するが故に、その処遇については殊更注意を払うべきものとされ、危険分子を労働配置から排除し、直ちに処刑若しくは絶滅収容所に於ける「特別処遇(Sonderbehandlung)」

を行う任務が SS 特務隊に与えられた。其他の強制連行労働者は、有刺鉄線で囲まれた収容所に収容され、奴隷同然の境遇に置かれつつ、ドイツ人及びソ連人以外の外国人との接触を厳禁された。共産主義思想の伝播や連帯形成の虞ありというのがその理由であった。労働現場ではソ連人とドイツ人の労働者同志の接触を遮断することは不可能であるから、ドイツ人労働者に対しては人種的優越感の啓蒙教育が重視され、職場ではソ連人労働者に対して常に上位者ないし監督者として振る舞うよう求められた。更に、スパイ網を組織することによってソ連人労働者を厳重な監視下に置いたり、抵抗を企てる者に対しては見せしめの為の公開処刑(絞首刑)を執行することなどが指示されている⁽²⁹⁾。

五. 食糧支給の実情

1941年11月7日付準則⁽³⁰⁾の中で、ゲーリングは、ソ連人の「欲求水準の低さ」を口実として彼等自身による食糧自給を要求した。これを受けて、ライヒ食糧・農業相ダレ(Richard Walter Darré, 1895—1953)⁽³¹⁾を中心とし、OKW やライヒ労働省などの代表者達を交えて同月24日に開かれたライヒ食糧・農業省の会議では、ソ連人労働者の食糧問題が討議され、ゲーリングの方針に従って、極力食糧の支給なしで彼等を労働させる旨の決定がなされた。食糧・農業省次官バッケは、ソ連人労働者に対して馬肉ないしくず肉とパンの代わりに所謂ロシア・パン(原料の内訳は、50%がライ麦粉、20%が甜菜くず、20%がおがくず、10%が藁くず又は木の葉)のみを与えるよう要求した。元々バッケは、試しに毎日小麦粉ポタージュのみを与えてみることにすら考えていたという⁽³²⁾。この決定に基づき、その後数週間のうちにソ連兵捕虜に対する一日分の食糧割当限度が定められ、これはソ連民間人(強制連行労働者)にもそのまま適用されることとなった。その内訳(1週間当たり)は、次の通りであった:パンは2600g(72%がラ

イ麦粉、28%が甜菜くず)、馬肉又はくず肉250g、ラード130g、澱粉食品150g、砂糖70g、じゃが芋3kg、脱脂乳 $2\frac{1}{3}$ ℓ、蕪葉牡丹16.5kg(主食として—飼料として用いられてはいたが、一般に配給食糧として割り当てられたことはなかった)。また、重筋労働者に対しては、155gの砂糖以外に21kgの蕪葉牡丹が追加割り当てされるにすぎなかった。更に、週当たり配給食糧には、僅か60gの卵白と25gの純正ラードが含まれていたにすぎなかった⁽³³⁾。

このような極端な飢餓労働が満足な労働成果をもたらす筈もなかった。フリードリヒ・クルップ株式会社からの軍備監察部(ミュンスター)宛1942年4月2日付報告によれば、栄養失調の為に、同社配置済みのロシア人捕虜のうち既に12%が収容所に於いて死亡しており、更に30%以上が労働不能に陥っており、ロシア民間労働者の場合も、たとえ彼等が申し分のない健康状態で同社に移送されて来たとしても、ごく僅かの例外を除き既に典型的な飢餓水腫が見られたという。また、ヒルデスハイムの電子・精密機械工業有限公司(Elektro- und Feinmechanische Industrie GmbH = Elfi, Hildesheim)では、労働意志のあるウクライナ人が失神して機械の傍に倒れ込むという光景が日常茶飯事である旨の報告がなされている。更に、ルール地方の軍需コンツェルンの経営者達の間では、現状の食料支給量では満足な労働能率を發揮せしめることは不可能であり、かかる状況ではロシア人達を西方移送しても大して意味がないという点で意見の一致をみたという。そこで多数の軍需工場が、ソ連から移送されてきた労働者達に対する苛酷な食糧政策等に対して公然と批判の声をあげるに至った。せつかく労働意志と能力あるウクライナ人などの労働力から、劣悪なる食糧事情の故に、最大限の能率を引き出すことができないというわけである⁽³⁴⁾。

こうした軍需生産の現場からの苦情に関して、先ず全国工業団(Reichsgruppe Industrie)

は、1942年3月5日付ライヒ食糧・農業省宛報⁽³⁵⁾の中で、ソ連人労働力に対する食糧支給削減が政治的理由からは望ましいとしつつも、労働配置という観点からは、これによって能率低下が発生するが故に、支持できない旨の立場を表明している。また、OKWも基本的には同様の見解であり、ソ連人重筋労働力に対する食糧支給量の加増を要求している。曰く、200人の栄養失調労働者よりは100人の栄養十分な労働者の方が生産性が遙かに高く、前者には輸送・管理コストが高くつくだけだ⁽³⁶⁾というのである。

そこで、1942年4月17日ライヒ食糧・農業相布告により、農業労働者を除く全てのソヴィエト人労働者に対する食糧支給基準の部分改訂が行われ、労働強度の高い重労働者については、パン・肉及びビラードの支給量が引き上げられ、労働強度の最も高い最重労働者については、同じく2倍となった。他方、重労働に服さない「標準労働者(Normalarbeiter)」については、食糧支給量は殆ど変更されなかった。また、脱脂乳の配給は全般的に停止され、牛乳・卵・チーズ・バターの如き栄養価の高い食品は与えられなかったし、コーヒー・紅茶・鶏肉などの「特配」はソ連人強制労働者に対しては論外であった。結局、この布告が最終的な食糧支給基準の改訂となった。ただでさえ食糧事情が劣悪であった上に、食糧事務所が供給困難など何かにつけ口実をもうけて支給量の一層きびしい削減を行うことも一再ならずであったし、ナチス党や政府関係者による食糧の横流し等の汚職が跡を絶たなかった(食糧供給の最高責任者たるダレでさえ、同時期に汚職が発覚して失脚している程である)から、闇市やコネを使ったり、食糧の入った小包みを田舎の親類から送ってもらったりして食糧難をしのぐ術を持たないソ連人労働者達にとって、事態はいよいよ深刻の度を増した(表5参照)。

更に、標準労働者に対する食糧支給基準の改善が行われなかったことにより、とりわけソ連

人強制連行労働者を軍需産業に向け職業訓練することを目的とした GBA の再訓練活動が危殆に瀕することとなった。その理由は、言う迄もなく、職業訓練生(=標準労働者)⁽³⁸⁾の急激な消耗であった。

表5 カロリー計算に基づくソ連人捕虜及び民間人労働者に対する1日当たり食糧支給水準の推移

	1941年12月4日	1942年4月17日	1942年10月6日
標準労働者	2,540 (軽労働の場合)	2,070	2,283
重労働者	-	2,447	2,673
坑内員	-	2,933	3,145

出所:Herbert, a. a. O., S. 119.

六、強制労働の報酬

ソ連民間人労働者に対する報酬規定として、1942年1月20日付「東方占領地域出身労働力の課税及び労働法上の処遇に関する命令(Verordnung über die Besteuerung und die arbeitsrechtliche Behandlung der Arbeitskräfte aus den besetzten Ostgebieten (St Va Ost) vom 20. Januar 1942)」⁽³⁹⁾が発せられた。ポーランド人労働者やバルト3国出身の民間人に対しては、税率15%の付加的貢納税(所謂賃金調整公課: Lohnausgleichsabgabe)が課せられていたが、其他のソ連人強制連行労働者に対しては、総合課税たる「東方税(Oststeuer)」が課せられることになった。同税は、週10RM 超の所得にかかる総合課税であった(税率は表6参照)。賃金からは、1日当たり1,50RM が宿泊料と食費として天引きされるので、残りはせいぜい6,50RM であって、悪くすると逆に0,50RM の負債が生じてしまうことも稀ではなかった。その上、病気をしようものなら、更に1日当たり1,50RM の追加負債が発生してしまうのである。無論、超過勤務に対する割増手当などの労働保護的措置が講じられることはなかったし、其他労働時間・休暇等についても同様であった。「東方税」は、軍需生産の為に財政的貢献をしたばかりでなく、後には戦時債務の償還原資に

も組み入れられた。⁽⁴⁰⁾

国防軍にはソ連人捕虜などに対して宿舍や給食を提供する用意がなかったから、軍需工場がこの為に提供したものはまさに最低限のものにすぎなかった。また、労働報酬はドイツ人労働者のそれと比較してごく僅かであったから、軍需関連企業から国庫に収納される納付金も少なからぬ額にのぼった。⁽⁴¹⁾

OKW には軍需産業から能率向上の為にの刺激策として東方税の引き下げの要望が多様寄せられており、全国工業団も4月9日付でライヒ食糧・農業省に宛てて同様の見解を表明した為、6月30日付「東方労働者の徴用条件に関する命令 (Verordnung über die Einsatzbedingungen Einsatzbedingungen der Ostarbeiter vom 30. Juni 1942)」が国防閣僚会議 (Ministerrat für die Reichsverteidigung) 議長ゲーリング (4ヶ年計画受託官、国家元帥) の名により発せられた。同命令により東方税は廃止され、これに代わり「東方労働者公課 (Ostarbeiterabgabe)」が導入された。同命令によれば、総所得で日給1,40 RM 未満から13,00RM 迄、週給9,80RM 未満から91,00RM 迄、月給42,00RM 未満から390,00RM 迄の細かく段階付けられた3本建ての比較可能なドイツ人労働者用賃金率表をもとに、東方労働者公課及び宿泊料と食費の合計額 (1日1,50RM , 週10,50RM , 月45,00RM) をそこから天引きして、残りが手取り賃金として東方労働者に支払われることになっていた。⁽⁴²⁾ 同命令付表 (表7-1~3) を一見して既に明らかなように、同等のドイツ人労働者の総所得から先ず東方税を徴収され、更に宿泊料と食費を天引きされると、東方労働者に支給される賃金は小遣金程度のごく僅かな額となり、更に強制貯蓄なども加わって大半は文字通り搾取されてしまう仕組になっていたのである。

表6 新占領地出身労働力用税率表(StVa Ost付表)*

週給 RM	税額 RM	週給 RM	税額 RM	週給 RM	税額 RM
10	0				
10-11	0,50	30-31	16,40	50-51	34,95
11-12	0,75	31-32	17,30	51-52	35,90
12-13	1,00	32-33	18,20	52-53	36,85
13-14	1,40	33-34	19,10	53-54	37,80
14-15	2,00	34-35	20,00	54-55	38,75
15-16	2,90	35-36	20,90	55-56	39,70
16-17	3,80	36-37	21,80	56-57	40,65
17-18	4,70	37-38	22,70	57-58	41,60
18-19	5,60	38-39	23,60	58-59	42,55
19-20	6,50	39-40	24,50	59-60	43,50
20-21	7,40	40-41	25,45	60-61	44,45
21-22	8,30	41-42	26,40	61-62	45,40
22-23	9,20	42-43	27,35	62-63	46,35
23-24	10,10	43-44	28,30	63-64	47,30
24-25	11,00	44-45	29,25	64-65	48,25
25-26	11,90	45-46	30,20	65-66	49,20
26-27	12,80	46-47	31,15	66-67	50,15
27-28	13,70	47-48	32,10	67-68	51,10
28-29	14,60	48-49	33,05	68-69	52,05
29-30	15,50	49-50	34,00	69-70	53,00
				70超	週給より17 RMを控除 した額

* RGBI. 1942 I, S. 42.

表7-1* 東方労働者に対する報酬
A. 日給表

比較可能なるドイツ人 労働者の1日当たりの 総賃金(時間賃金, 出 来高賃金, 割増賃金)	東方労働者報酬			東方労働者公課 (第10条)
	日 給 (第3条第2項)	うち宿泊料及び 食費の天引き額	手取り額	
RM	RM	RM	RM	RM
bis 1,40	1,60	1,50	0,10	—
1,40— 1,45	1,62	1,50	0,12	—
1,45— 1,50	1,65	1,50	0,15	—
1,50— 1,60	1,67	1,50	0,17	—
1,60— 1,70	1,70	1,50	0,20	—
1,70— 1,80	1,72	1,50	0,22	—
1,80— 1,90	1,75	1,50	0,25	0,10
1,90— 2,00	1,80	1,50	0,30	0,15
2,00— 2,15	1,85	1,50	0,35	0,20
2,15— 2,30	1,90	1,50	0,40	0,30
2,30— 2,45	1,95	1,50	0,45	0,40
2,45— 2,60	2,00	1,50	0,50	0,50
2,60— 2,75	2,05	1,50	0,55	0,60
2,75— 2,90	2,10	1,50	0,60	0,70
2,90— 3,05	2,15	1,50	0,65	0,80
3,05— 3,20	2,20	1,50	0,70	0,90
3,20— 3,35	2,25	1,50	0,75	1,00
3,35— 3,50	2,30	1,50	0,80	1,10
3,50— 3,65	2,35	1,50	0,85	1,20
3,65— 3,80	2,40	1,50	0,90	1,30
3,80— 3,95	2,45	1,50	0,95	1,40
3,95— 4,10	2,50	1,50	1,00	1,50
4,10— 4,25	2,55	1,50	1,05	1,60
4,25— 4,40	2,60	1,50	1,10	1,70
4,40— 4,60	2,65	1,50	1,15	1,80
4,60— 4,80	2,70	1,50	1,20	1,95
4,80— 5,00	2,75	1,50	1,25	2,10
5,00— 5,20	2,80	1,50	1,30	2,25
5,20— 5,40	2,85	1,50	1,35	2,40
5,40— 5,60	2,90	1,50	1,40	2,55
5,60— 5,80	2,95	1,50	1,45	2,70
5,80— 6,00	3,00	1,50	1,50	2,85
6,00— 6,20	3,05	1,50	1,55	3,00
6,20— 6,40	3,10	1,50	1,60	3,15
6,40— 6,60	3,15	1,50	1,65	3,30
6,60— 6,80	3,20	1,50	1,70	3,45
6,80— 7,00	3,25	1,50	1,75	3,60
7,00— 7,25	3,30	1,50	1,80	3,75
7,25— 7,50	3,35	1,50	1,85	3,90
7,50— 7,75	3,40	1,50	1,90	4,05
7,75— 8,00	3,45	1,50	1,95	4,25
8,00— 8,25	3,50	1,50	2,00	4,45
8,25— 8,50	3,55	1,50	2,05	4,65
8,50— 8,75	3,60	1,50	2,10	4,85
8,75— 9,00	3,65	1,50	2,15	5,05
9,00— 9,25	3,70	1,50	2,20	5,25
9,25— 9,50	3,75	1,50	2,25	5,45
9,50— 9,75	3,80	1,50	2,30	5,65
9,75— 10,00	3,85	1,50	2,35	5,85
10,00— 10,25	3,90	1,50	2,40	6,05
10,25— 10,50	3,95	1,50	2,45	6,25
10,50— 10,75	4,00	1,50	2,50	6,45
10,75— 11,00	4,05	1,50	2,55	6,65
11,00— 11,25	4,10	1,50	2,60	6,85
11,25— 11,50	4,15	1,50	2,65	7,05
11,50— 11,75	4,20	1,50	2,70	7,25
11,75— 12,00	4,25	1,50	2,75	7,45
12,00— 12,25	4,30	1,50	2,80	7,65
12,25— 12,50	4,35	1,50	2,85	7,85
12,50— 12,75	4,40	1,50	2,90	8,05
12,75— 13,00	4,45	1,50	2,95	8,25

以下、25ライヒスフェニヒ総賃金が増える毎に、日給に9,05RM, 東方労働者公課に0,20RM
M加算される。

* *RGBI.* 1942 I, S. 422.

表7-2**
B. 週給表

比較可能なるドイツ人労働者の週当たりの総賃金(時間賃金, 出来高賃金, 割増賃金)	東方労働者報酬			東方労働者公課 (第10条)
	週給 (第3条第2項)	うち宿泊料及び食費の天引き額	手取り額	
RM	RM	RM	RM	RM
bis 9,80	11,20	10,50	0,70	—
9,80—10,15	11,34	10,50	0,84	—
10,15—10,50	11,55	10,50	1,05	—
10,50—11,20	11,69	10,50	1,19	—
11,20—11,90	11,90	10,50	1,40	—
11,90—12,60	12,04	10,50	1,54	—
12,60—13,30	12,25	10,50	1,75	0,70
13,30—14,00	12,60	10,50	2,10	1,05
14,00—15,05	12,95	10,50	2,45	1,40
15,05—16,10	13,30	10,50	2,80	2,10
16,10—17,15	13,65	10,50	3,15	2,80
17,15—18,20	14,00	10,50	3,50	3,50
18,20—19,25	14,35	10,50	3,85	4,20
19,25—20,30	14,70	10,50	4,20	4,90
20,30—21,35	15,05	10,50	4,55	5,60
21,35—22,40	15,40	10,50	4,90	6,30
22,40—23,45	15,75	10,50	5,25	7,00
23,45—24,50	16,10	10,50	5,60	7,70
24,50—25,55	16,45	10,50	5,95	8,40
25,55—26,60	16,80	10,50	6,30	9,10
26,60—27,65	17,15	10,50	6,65	9,80
27,65—28,70	17,50	10,50	7,00	10,50
28,70—29,75	17,85	10,50	7,35	11,20
29,75—30,80	18,20	10,50	7,70	11,90
30,80—32,20	18,55	10,50	8,05	12,60
32,20—33,60	18,90	10,50	8,40	13,65
33,60—35,00	19,25	10,50	8,75	14,70
35,00—36,40	19,60	10,50	9,10	15,75
36,40—37,80	19,95	10,50	9,45	16,80
37,80—39,20	20,30	10,50	9,80	17,85
39,20—40,60	20,65	10,50	10,15	18,90
40,60—42,00	21,00	10,50	10,50	19,95
42,00—43,40	21,35	10,50	10,85	21,00
43,40—44,80	21,70	10,50	11,20	22,05
44,80—46,20	22,05	10,50	11,55	23,10
46,20—47,60	22,40	10,50	11,90	24,15
47,60—49,00	22,75	10,50	12,25	25,20
49,00—50,75	23,10	10,50	12,60	26,25
50,75—52,50	23,45	10,50	12,95	27,30
52,50—54,25	23,80	10,50	13,30	28,35
54,25—56,00	24,15	10,50	13,65	29,75
56,00—57,75	24,50	10,50	14,00	31,15
57,75—59,50	24,85	10,50	14,35	32,55
59,50—61,25	25,20	10,50	14,70	33,95
61,25—63,00	25,55	10,50	15,05	35,35
63,00—64,75	25,90	10,50	15,40	36,75
64,75—66,50	26,25	10,50	15,75	38,15
66,50—68,25	26,60	10,50	16,10	39,55
68,25—70,00	26,95	10,50	16,45	40,95
70,00—71,75	27,30	10,50	16,80	42,35
71,75—73,50	27,65	10,50	17,15	43,75
73,50—75,25	28,00	10,50	17,50	45,15
75,25—77,00	28,35	10,50	17,85	46,55
77,00—78,75	28,70	10,50	18,20	47,95
78,75—80,50	29,05	10,50	18,55	49,35
80,50—82,25	29,40	10,50	18,90	50,75
82,25—84,00	29,75	10,50	19,25	52,15
84,00—85,75	30,10	10,50	19,60	53,55
85,75—87,50	30,45	10,50	19,95	54,95
87,50—89,25	30,80	10,50	20,30	56,35
89,25—91,00	31,15	10,50	20,65	57,75

以下, 1,75RM総賃金が増える毎に, 週給に0,35RM, 東方労働者公課に1,40RM加算される。

* * *RGBI*, 1942 I, S. 423.

表7-3***

C. 月給表

比較可能なるドイツ人 労働者の1ヶ月当たりの 総賃金(時間賃金, 出 来高賃金, 割増賃金)	東方労働者報酬			東方労働者公課 (第10条) RM
	月 給 (第3条第2項) RM	うち宿泊料及び 食費の天引き額 RM	手取り額 RM	
bis 42,00	48,00	45,50	3,00	—
42,00—43,50	48,60	45,50	3,60	—
43,50—45,00	49,50	45,50	4,50	—
45,00—48,00	50,10	45,50	5,10	—
48,00—51,00	51,00	45,50	6,00	—
51,00—54,00	51,60	45,50	6,60	—
54,00—57,00	52,50	45,50	7,50	3,00
57,00—60,00	54,00	45,50	9,00	4,50
60,00—64,50	55,50	45,50	10,50	6,00
64,50—69,00	57,00	45,50	12,00	9,00
69,00—73,50	58,50	45,50	13,50	12,00
73,50—78,00	60,00	45,50	15,00	15,00
78,00—82,50	61,50	45,50	16,50	18,00
82,50—87,00	63,00	45,50	18,00	21,00
87,00—91,50	64,50	45,50	19,50	24,00
91,50—96,00	66,00	45,50	21,00	27,00
96,00—100,50	67,50	45,50	22,50	30,00
100,50—105,00	69,00	45,50	24,00	33,00
105,00—109,50	70,50	45,50	25,50	36,00
109,50—114,00	72,00	45,50	27,00	39,00
114,00—118,50	73,50	45,50	28,50	42,00
118,50—123,00	75,00	45,50	30,00	45,00
123,00—127,50	76,50	45,50	31,50	48,00
127,50—132,00	78,00	45,50	33,00	51,00
132,00—138,00	79,50	45,50	34,50	54,00
138,00—144,00	81,00	45,50	36,00	58,50
144,00—150,00	82,50	45,50	37,50	63,00
150,00—156,00	84,00	45,50	39,00	67,50
156,00—162,00	85,50	45,50	40,50	72,00
162,00—168,00	87,00	45,50	42,00	76,50
168,00—174,00	88,50	45,50	43,50	81,00
174,00—180,00	90,00	45,50	45,00	85,50
180,00—186,00	91,50	45,50	46,50	90,00
186,00—192,00	93,00	45,50	48,00	94,50
192,00—198,00	94,50	45,50	49,50	99,00
198,00—204,00	96,00	45,50	51,00	103,50
204,00—210,00	97,50	45,50	52,50	108,00
210,00—217,50	99,00	45,50	54,00	112,50
217,50—225,00	100,50	45,50	55,50	117,00
225,00—232,50	102,00	45,50	57,00	121,50
232,50—240,00	103,50	45,50	58,50	127,50
240,00—247,50	105,00	45,50	60,00	133,50
247,50—255,00	106,50	45,50	61,50	139,50
255,00—262,50	108,00	45,50	63,00	145,50
262,50—270,00	109,50	45,50	64,50	151,50
270,00—277,50	111,00	45,50	66,00	157,50
277,50—285,00	112,50	45,50	67,50	163,50
285,00—292,50	114,00	45,50	69,00	169,50
292,50—300,00	115,50	45,50	70,50	175,50
300,00—307,50	117,00	45,50	72,00	181,50
307,50—315,00	118,50	45,50	73,50	187,50
315,00—322,50	120,00	45,50	75,00	193,50
322,50—330,00	121,50	45,50	76,50	199,50
330,00—337,50	123,00	45,50	78,00	205,50
337,50—345,00	124,50	45,50	79,50	211,50
345,00—352,50	126,00	45,50	81,00	217,50
352,50—360,00	127,50	45,50	82,50	223,50
360,00—367,50	129,00	45,50	84,00	229,50
367,50—375,00	130,50	45,50	85,50	235,50
375,00—382,50	132,00	45,50	87,00	241,50
382,50—390,00	133,50	45,50	88,50	247,50

以下、7,50RM総賃金が増える毎に、月給に1,50RM、東方労働者公課に6,00RM加算される。

*** RGL 1942 I, S. 424.

七、結びに代えて

このように、戦局の悪化による人的損害の制限のない増大へと事態が進展してゆく中で、国内の労働力不足を補うべく外国人労働力、とりわけソ連人労働力の動員がザウケルの下で急速に拡大されていった。兵員充足を最優先することにより労働力不足が発生し、軍需生産に労働力供給の重点を置けば食糧生産の為の農業労働力の不足をきたし、食糧不足は外国人(とりわけソ連人)労働力に転嫁せられ、彼等の栄養失調が生産能率を著しく低下させるという負の連鎖が自明の関係となった。資源不足はヒトラーをしてスターリングラードからカフカス、ウクライナへと向かわしめたが、広大な縦深をもつ大国ソ連の懐にはまり込んだドイツ軍は更に漸次的出血を余儀なくされ、爾後シュペーアの下で軍需生産の効率化が進展するものの、その背後にあってはソ連人からユダヤ人へと「労働を通じての絶滅(Vernichtung durch Arbeit)」路線(それは、かつて DAF が売り物にした「歓喜を通じての活力(Kraft durch Freude)」なるスローガンのまさに対極に位置するものであった)の定着と拡大の過程が進展していたのである。

本稿は、1999年度北星学園大学特別研究費による研究である。

【注】

- (1) B. H. L. ハート, 上村達夫 訳, 『第二次世界大戦』(上), 中央公論新社 1999年(B. H. L. Hart, *History of the Second World War*, London 1970), 403頁。
- (2) 同書, 404頁。
- (3) BA Potsdam, FS, Film 1784, Ausarbeitung Wi Rü Amt vom 26. 3. 1942(Stichtag : 1. 3. 1942).
- (4) D. Eichholz, a. a. O., S. 205, Anm. 159.
- (5) オスラントとウクライナの2箇所に任命されてい

た。

- (6) Eichholz, a. a. O., S. 205.
- (7) 特別指導官(Sonderführer)の制服を着用して任務に従事することになった。
- (8) Richtlinien für die Führung der Wirtschaft in den besetzten Ostgebieten (Grüne Mappe), T. 2, S. 143, Richtlinien OKH / Gen Std H, 10. 5. 1942.
- (9) 1942年5月末(ドイツ軍の夏季攻勢発動の数週間前)にウクライナを視察したザウケルは、農業人口の健康水準に満足し、労働力徴用に楽観的の見通しを持ったものの、輸送手段の未整備と徴募担当者不足、加えて軍機関の「利己心」に不満を表明している。これに対して南方軍集団総司令官フォン・ボック元帥(同年7月15日付で解任)は、ソ連側の宣伝とパルチザンの活動を障害として指摘し、全面的協力を約束した(Eichholz, a. a. O., S. 205 F.)。
- (10) Bericht des GBA vom 27. 7. 1942. In: IMG, Bd. 27, S. 115 ff., Dok. PS -1296. Zitiert bei: Eichholz, a. a. O., S. 207.
- (11) IMG, Bd. 27, S. 573 ff. Zitiert bei: Eichholz, a. a. O., S. 207.
- (12) Eichholz, a. a. O., S. 208.
- (13) IMG, Bd. 27, S. 574 & 577, PS -1739. Vgl. Bericht des GBA vom 1. 12. 1942.
- (14) Eichholz, a. a. O., S. 209.
- (15) Ebenda.
- (16) 繰り返し行われたナチス党やナチス婦人団体などの党機関、更には OKW やマスメディアからの呼びかけにより、政治的・倫理的圧力を感じて、かくも多数の新規就労が実現したものと考えられる。
- (17) Eichholz, a. a. O., S. 210.
- (18) Ebenda.
- (19) ライヒ労働奉仕団構成員以外には、労働奉仕義務年次女子未成年者や農業奉仕義務年次対象者、ヒトラー青少年団(HJ)農業奉仕団構成員及び生徒達が挙げられる。

- (20) Eichholz, a. a. O., S. 211.
 (21) *RGBl.* 1942 I, S. 105 f.
 (22) Eichholz, a. a. O., S. 211.
 (23) Ebenda.
 (24) *IMG*, Bd. 41, S. 223 f., Dok. Sauckel - 67 a.
 (25) *IMG*, Bd. 27, S. 67, Dok. PS - 1206.
 (26) 1931年不祥事を起こし、レーダー提督により海軍を免官となったが、同年7月ナチス党に入党し、同時に親衛隊(SS)に入隊。たちまちヒムラーの目にとまり、以後目ざましい昇進をとげた。同年12月25日 SS 中佐となったのを皮切りに、'33年3月21日 SS 准将、翌'34年7月1日 SS 中将、'41年には SS 大将へと昇りつめてゆくのと並行して、'36年には保安警察(Sicherheitspolizei)及び保安諜報部(Sicherheitsdienst = SD)の長官を兼ね、'39年には秘密国家警察(Gestapo)や刑事警察(Kriminalpolizei)及び SD を傘下におく新設の RSHA の長官に就任し、SS の最高権力者たるヒムラーに次ぐ地位を確立した。

彼は所謂「ヨーロッパのユダヤ人問題の最終的解決(Endlösung der europäischen Judenfrage)」の指導的組織者として有名であり、1942年1月20日ベルリンで開かれた悪名高き「ヴァンゼー会議(Wannsee-Konferenz)」の議長も務め、ここでユダヤ人の東方移送方針(それはユダヤ人の大量虐殺の加速を意味していた)が確認され、直ちに指令が発せられた。その中心的実行者がアイヒマン(Adolf Eichmann, 1906-62, SS 中佐, ユダヤ人問題の「最終的解決」の実行責任者として余りにも有名。1946年アメリカ軍捕虜収容所を脱走し南米アルゼンチンのブエノス・アイレス近郊に潜伏していたが、1960年5月2日イスラエル諜報機関にその居所を探知され、同11日イスラエルへ連行、イエルサレムに於ける翌年4月2日~12月15日の裁判後、テル・アヴィヴ近郊の刑務所で1962年6月1日処刑)であった。一方、彼は1941年9月27日付でノイラートに替えてペーメン=メーレン帝国保護領総督に任命され、抑圧一辺倒でない

- 巧みな統治政策を採用、非凡な手腕を発揮し始めた矢先、翌年5月27日イギリスの派遣したチェコ人暗殺団による襲撃を受け、6月4日死亡した。ハイドリヒの両親はユダヤ人とされ、彼はこの事実を懸命に隠蔽せんと努めたが、直属の上官たるヒトラーはこの弱点を巧みに利用したと考えられている(Wistrich, a. a. O., S. 123 ff.)。Vgl. R. Smelser / E. Syring (Hrsg.), *Die SS: Elite unter dem Totenkopf*, Paderborn 2000, S. 208 ff.; F. Wilhelm, *Die Polizei im NS - Staat. Die Geschichte ihrer Organisation im Überblick*, 2. Aufl., Paderborn 1999; J. Banach, *Heydrichs Elite. Das Führerkorps der Sicherheitspolizei und des SD 1936-1945*, 2. Aufl., Paderborn 1999; R. Gellately, *Die Gestapo und die deutsche Gesellschaft. Die Durchsetzung der Rassenpolitik 1933-1945*, 2. Aufl., Paderborn 1994; R. Breitman, *Himmler und die Vernichtung der europäischen Juden*, Paderborn 1996, u. a.
- (27) BA Potsdam, FS, Film 1737. Vgl. auch *IMG*, Bd. 41, S. 214 ff., Dok. Sauckel - 6.
 (28) *IMG*, Bd. 31, S. 500 ff., Dok. PS - 3040.
 (29) Eichholz, a. a. O., S. 213 f. 収容所内の処遇のガイドラインとして1942年7月18日付の「収容所内就労東方労働者の処遇に関する服務規程範例案(Muster einer Dienstvorschrift über die Behandlung in Lagern unter gebrachter Ostarbeiter (Entwurf) vom 18. Juli 1942)」(BA Potsdam, FS, Film 1737)が作成された。因みに、国家保安本部が発したおびただしい布告の中から、1942年夏迄に発せられた東方労働者の処遇及び取り締まりに関する規定を抽出してみると、概ね次のような方針が出来上がっていたことが判明する(Herbert, a. a. O., S. 206):
 ・困いをめぐらした(但し、有刺鉄線は用いない)
 ・閉鎖的居住施設(収容所)に男女別に宿泊させ、東方労働者の家族は同居を許す
 ・痲疾及び15歳未満の児童及び妊婦は送還する

- ・就労時以外に収容所を勝手に離れることを禁ずる
 - ・ドイツ労働戦線(DAF)を通じた余暇管理。
 - ・褒美として、ドイツ人の付き添いを伴った遠足は可
 - ・極力閉鎖的集団で就労せしめ、ドイツ人とロシア人との間に一切連帯感を発生させぬこと
 - ・工場保安要員や警備会社及び補助的工場保安要員たるドイツ人労働者による監視
 - ・事業所の政治・防諜受託者により任命された収容所長(Lagerleiter)を通じた収容所の管理
 - ・男性によるロシア人女性労働力の監視
 - ・厳格な標識(Ost)着用規則
 - ・ロシア人内通者(V-Leute)及び収容所長老(Lagerältesten)の配置
 - ・文通は月2回迄可
 - ・聖職者との接触禁止
 - ・不服従に対する武力行使も含む仮借なき処断
 - ・特別処罰制度(舎内勤務や懲罰班への配属, 3日間を上限とする給食停止, 3日以内の営倉収監, 収容所長に対する懲罰執行許可などの秩序罰や秘密国家警察により専ら執り行われるその他の刑罰)
 - ・脱走者の矯正施設又は強制収容所への収監
 - ・重罪犯や政治的不法行為犯, 更にはドイツ人と性交渉に及んだ者は死刑に処す
- (30) *IMG*, Bd. 27, S. 67, Dok. PS - 1206.
- (31) アルゼンチン出身。ヒトラーと交友があり, 右翼農民運動と関わりを持つ。1930年入党以降ナチス党農民団体の組織を開始。1930-33年の時期にあつては, ナチス農業政策の推進者として活躍。ヒトラー政権誕生後は, 1933年4月4日ライヒ農民指導者(Reichsbauernführer), 6月29日有名なフーゲンベルク(Alfred Hugenberg, 1865-1951)の後任としてライヒ食糧・農業大臣(Reichsminister für Ernährung und Landwirtschaft), 同年11月以降国会議員・党全国指導者(Reichsleiter)・SS中將・ドイツ法学アカデミー会員・ドイツ農業学会名誉会長を兼任。

1936年黄金党章を授与されるなど, 数々の栄典に浴す。また, 1931年以降 SS 人種・入植本部(SS-Rasse-und Siedlungshauptamt)長となっている。1933年9月29日付ライヒ世襲農場法(Reichserbhofgesetz vom 29. September 1939, *RGBl. I*, 685)は, 農民層を特権階級として, 或いは産業社会及び資本主義に対する防波堤として強化せんとするダレの理念を反映するものであった。本法の立法趣旨には, 1. ドイツ民族の血の源泉たる農民層の保護, 2. 農民と土地との分離の防止, 世襲農場設定による農地所有権の永代化, 3. 農業ないし国民の中堅階層たる中小自作農の維持並びに食糧の増産, 4. 農地の分割並びに負債化の防止の4つの目的が掲げられていた(本法につき詳しくは, 永川秀男, 『ナチス農民政策』, 葛城書店 1943年, 第三篇などを参照されたい)。また, 面積7.5~125ヘクタールの農地の借地人に対して相続権を認めることによって, 大土地所有者と衝突することなく小作農を満足せしめんとした。しかし, 実務の手腕に欠ける理論家としてのダレは, 農民出生率向上や離農防止, 食糧増産などの課題に成果をあげることができず, ヒトラーの信任を失った。それどころか, 食糧の生産・供給に関連して私腹を肥やし続けた彼は, 1942年5月かかる汚職の発覚後, 6年間保持してきた食糧・農業相の地位から追われ, 次官のバック(Herbert Backe, 1896-1947, 1943年末国務相兼ライヒ農民指導者, 1944年4月1日付食糧・農業相, デーニッツ政権でも留任, 1947年6月6日ニュルンベルク戦犯収容所で絞死)が職務を継承した。Wistrich, a. a. O., S. 48 f. J. テーラー, W. ショー(吉田八岑 監訳), 『ナチス第三帝国事典』(J. Taylor, W. Shaw, *A Dictionary of the Third Reich*, Grafton Books, London 1987), 152-3頁。

(32) Eichholz, a. a. O., S. 214.

(33) これに対して, 重筋労働者となったフランス軍捕虜に対しては, 週当たりパン1550g, 肉427g, ラード213g以上(1942年4月6日の一般的配給削減

- 後は、パン800g, 肉350g, ラード176g以上)が与えられていた(Ebd., S. 214 f.)。
- (34) Ebd., S. 215.
- (35) BA Potsdam, FS, Film 1737.
- (36) Eichholz, a. a. O., S. 215 f.
- (37) 1942年8月7日付アイビア有限会社(Eibia GmbH, Liebenau: OKH 所管の爆薬工場, 在リーベナウ)発陸軍総司令部(OKH)軍備局長兼予備軍総司令官フロム(Fritz Fromm, 1888-1945, 1940年上級大将, 後に1944年7月20日ヒトラー暗殺未遂事件に関与, 極めて日和見主義的行動をとったことで有名。1945年3月12日民族裁判所の死刑判決に基づき銃殺された)宛報告(BA Koblenz, R41/269)によれば, 同工場で数週間強制労働に従事していたウクライナ民間労働者達は, 毎日カブヤカブの葉の入ったスープしか与えられなかったばかりか, 収容所から工場迄往復18kmの道のりを毎日行進させられた挙げ句に, 飢餓水腫や壊血病に苦しむことになったという。また, 同年11月19日付クルップ社覚書によれば, 栄養失調により就労後間もなく倒れたり死んだりする重労働者(ロシア人捕虜)が跡を絶たなかったという(Ebd., S. 216)。
- (38) Ebd., S. 216 f.
- (39) *RGBI.* 1942 I, S. 41.
- (40) Eichholz, a. a. O., S. 217. Vgl. R. Voß, *Steuer im dritten Reich. Vom Recht zum Unrecht unter der Herrschaft des Nationalsozialismus*, München 1995, S. 173 ff.
- (41) 1943年7月22日付鉱業経済団(Wirtschaftsgruppe Bergbau)の報告(BA Koblenz, R2/5329)によれば, ルール鉱業では捕虜1人当たり月額102,80 RM が国庫に上納され, 企業には月額1人当たり152RM(うち22RM は社会保険料の節約分で, 特別利潤は71RM を上回る)が入るという実情であった。また, マンスフェルト株式会社(Mansfeld AG)の含銅粘板岩鉱山では, 捕虜1人当たりのコストは僅か月額96RM にすぎなかったという(Eichholz, a. a. O., S. 218)。
- (42) 東方労働者の徴用条件に関する国防閣僚会議命令第1条によれば, 「東方労働者」とは, 「帝国全権区ウクライナ及び白ルテニア総督区はいはこれらの地域の東方に隣接する地域及び旧ラトヴィア共和国, エストニア共和国に隣接する地域に包括される非ドイツ系労働力及びドイツ国防軍による占領後ペーメン=メーレン保護領を含むドイツ国に移送・配置された労働力」を意味している。

[Kurzfassung]

Die Auslandereinsatzpolitik unter Fritz Sauckel (GBA) 1942 und die Lage der Zwangsarbeiter aus dem Osten

Kazuhiro NAKAMURA

Die hauptsächliche Aufgabe von Fritz Sauckel (GBA) bestand darin, die Arbeitskräfte des Ostens auszunutzen. Organisatorische Maßnahmen für die Zwangsrekrutierung in den besetzten sowjetischen Gebieten waren schon von Mansfeld getroffen worden. An sie knüpfte Sauckel vielfach an, indem er sich vor allem der Arbeitseinsatzdienststellen des Wirtschaftsstabes Ost und des Reichsministeriums für die besetzten Ostgebiete bzw. der Reichskommissare bediente. Zu den ersten Maßnahmen des GBA gehörten die Aufstockung des Rekrutierungsprogramms von 627 000 (Mansfeld) auf 1,4 bis 1,5 Millionen sowjetische Zwangsarbeiter einschließlich Haushaltshilfen und die Verdoppelung der Anwerbekommissionen in den besetzten sowjetischen Gebieten.

Ende 1942 arbeiteten über 5,7 Millionen zivile ausländische Zwangsarbeiter und Kriegsgefangene in Deutschland. Von der Zahl der von April bis Dezember in Deutschland neu beschäftigten ausländischen Zwangsarbeiter gingen annähernd 80 Prozent in die Industrie (Rüstungsproduktion, Bergbau und Bauwirtschaft). Nachdem Göring in seinen Richtlinien vom 7. 11.1941 forderte, die sowjetischen Arbeitskräfte möglichst ohne Verpflegung zu beschäftigen, litten zahlreiche Zwangsarbeiter an Hungerödemen und Skorbut. Zudem kam es oft zu Massensterben insbesondere auf dem Transport. Die Verordnung vom 30.6.1942 führte die Ostarbeiterabgabe ein, die statt der Oststeuer dem Staat zufließ. Solche Intensivierung der Ausbeutung führte natürlich zur keiner Leistungssteigerung.